

2023年8月7日（月）
 株式会社 三井住友銀行

各種預金規定改定のお知らせ

下記の規定について、2023年11月1日（水）より改定を予定しておりますので、予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

1.対象となる主な預金規定等

普通預金規定	自動継続自由金利型定期預金規定
貯蓄預金規定	自動継続自由金利型定期預金(M型)《スーパー定期》規定
当座勘定規定	自由金利型定期預金(M型)《スーパー定期》規定
当座勘定規定(パーソナル・チェック用)	自動継続期日指定定期預金規定
通知預金規定	外貨普通預金規定
納税準備預金規定	一般外貨定期預金規定
総合口座取引規定	中長期外貨定期預金規定
自由金利型定期預金規定	外貨当座勘定規定
期日指定定期預金規定	パーソナル外貨定期預金規定
外貨自動積立サービス規定	

2.改定内容

改定内容は下記の通りです。

（改定後の規定は2023年11月1日（水）以降、当行ホームページにてご確認ください。）

（例：普通預金規定）

新	旧
<p>11【解約等】</p> <p>(1)略</p> <p>(2)次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>②この預金の預金者が前記 10(1)に違反したとき</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 11 の 2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき</p> <p>⑤後記 11 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき</p> <p>⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p>	<p>11【解約等】</p> <p>(1)略</p> <p>(2) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当行は、預金者に通知することにより、この預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>②この預金の預金者が前記 10(1)に違反したとき</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 11 の 2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき</p> <p>⑤後記 11 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき</p> <p>⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p>